## 審議会等の会議結果報告

1	会議名	令和3年度第1回津市建築審査会
2	開催日時	令和4年1月28日(金) 午後2時から午後4時まで
3	開催場所	津市役所本庁舎 4階庁議室(WEB併用)
4	出席した者の氏名	(津市建築審査会) 畑中委員、小野寺委員、伊賀委員、伊藤委員、太田委員 (事務局) 田中参事、今枝主幹、永田主査、谷出主査、橋本主査
5	内容	<ol> <li>議案</li> <li>議案第1号 会長の選任について</li> <li>議案第2号 会長代理の選任について</li> <li>報告</li> <li>(1) 報告第1号 建築基準法第43条第2項第二号の規定による許可案件(包括同意基準)の報告について</li> <li>その他</li> </ol>
6	公開又は非公開の別	公開
7	傍聴者の数	無し
8	担当	都市計画部 建築指導課 建築指導担当 電話番号: 059-229-3185 E-mail: 229-3185@city. tsu. lg. jp

## 令和3年度 第1回津市建築審査会 議事録

議案第1号及び第2号 会長の選任及び会長代理の選任について 畑中仮議長 「議案第1号の会長の選任及び議案第2号の会長代理の選任につきまして は、建築基準法第81条第1項及び第3項の規定により、委員が互選すること となっております。

会長の選任についてですが、いかが取り計らわせていただきましょうか。」

**小野寺委員** 「以前より会長をしていただいている、畑中委員に引き続き会長をお願いした いと思います。」

**畑中仮議長** 「会長については私がという御発言をいただきましたがいかがでしょうか。」

各委員 異議なし。

**畑中仮議長** 「それでは、議案第1号の会長については、私、畑中が務めさせていただきます。

ただいま会長に選任いただきましたので、これより津市建築審査会条例第3 条の規定により、議長をつとめさせていただきます。」

**畑中議長** 「次に議案第2号の会長代理の選任についてですが、よろしければ、津市立 三重短期大学の教授をしていただいている、小野寺委員にお願いしたいと思い ますがいかがでしょうか。」

各委員 異議なし。

**畑中議長** 「それでは、議案第2号の会長代理につきましては、小野寺委員を選任いた します。小野寺委員よろしいでしょうか。」

**藤枝委員** 「はい、お受けいたします。」

報告第1号

建築基準法第43条第2項第二号の規定による許可案件(包括同意基準)の報告について

畑中議長 「続いて、報告案件について事務局から説明をお願いします。」

事務局 「報告第1号について説明させていただきます。

これから報告を行う案件につきましては、建築基準法第43条第2項第二号の規定による建築許可を行うに際し、事前に当審査会よりお示しいただいている包括同意基準の要件に該当したため許可を行ったものです。

包括同意基準については、お配りの資料に添付させていただいております。 前回、令和3年2月12日書面開催の建築審査会以降、特定行政庁が建築許可 をしたものについて御報告させていただきます。

((2) のアの案件についてスライドを用いて説明)

事務局 「(2) のアの案件について、何かご意見・ご質問等ございますか。」

畑中議長「臨港道路の管理者はどちらですか。」

事務局「三重県です。」

**畑中議長** 「管理者とは協議が整っているのですね。」

事務局 「はい。当該通路を接道として、建築物を建築することについて、協議が整っています。」

**畑中議長** 「ありがとうございました。」

事務局 ((3) のアの案件についてスライドを用いて説明)

畑中議長 「(3)のアの案件について、何かご意見・ご質問等ございますか。」

小野寺委員 「許可において、建築基準法上の道路から、対象敷地までの通路の長さについての制限は設けていないとのことでよかったですか。また、(3)のイの案件のように立ち並びが多くあるわけでも無く、許可対象敷地以外はセットバックの義務が生じないため、拡幅が進まないがそれで支障ないですか。」

事務局 「当該案件については、通路が市道認定されていることを担保として許可しているため、通路の長さについての規定はございません。なお、許可対象敷地についてのみセットバック義務が生じ、建築基準法上の道路で接道を満たしている敷地についてはその義務が生じません。」

**小野寺委員** 「建築基準法上は問題ないと理解しているが、このまま4mに拡幅されない ことについて懸念がありますが、良いのでしょうか。」

**畑中議長** 「法の制限を超えて、より良いまちづくりのために指導や依頼などの何かお 考えはありませんか。」

事務局 「建築基準法上の道路は4mに満たない場合については、セットバックして 建築していただくことに法律に定められていますが、その他の細い道までセットバック義務を課すと、土地によっては大きな不利益が生じてしまうこととなります。そのため、法上の道路以外については義務としていないところです。 ただし、今回の道のように市道認定があり、幅員が1.8m以上の道であれば、狭あい道路整備事業を活用して頂き、市に土地を寄附することができます。寄附することである程度の助成金が出ますし、道路整備工事は津市で行いますので、この事業を活用することひもとつの方法です。」

**小野寺委員** 「この事業が機能するかどうか懸念がありますが、どうでしょうか。」

事務局 「この事業を通して、セットバック義務のない土地の所有者の方が土地を寄 附して頂いた実績もあり、市民のみなさまの意識がより道路を広げる方向に向 かえば良いなと考えています。」

**畑中議長** 「今後もこのような案件が出てきた場合には、狭あい道路整備事業を紹介して頂き、より良い道路ができるよう、努めて頂きたいと思います。」

事務局「はい。わかりました。」

事務局 ((3) のイの案件についてスライドを用いて説明)

畑中議長 「(3) のイの案件について、何かご意見・ご質問等ございますか。」

**畑中議長** 「こちらは先ほど小野寺委員の発言もございました、立ち並びのある案件ですね。」

事務局「はい。」

事務局 ((3) のエの案件についてスライドを用いて説明)

**畑中議長** 「(3) のエの案件について、何かご意見・ご質問等ございますか。無ければ 次のその他へ移ってもよろしいですか。」

事務局 「はい。以上、合計19件の報告でした。」

畑中議長 「続いて、事項書の最後にある、「その他」についてですが、令和3年8月1

3日に書面にて資料が送付されました「令和3年度東海ブロック建築審査会協議会」及び令和3年10月28日リモート開催されました「第68回全国建築審査会長会議」について、事務局より概要の報告をお願いします。」

事務局 「それでは、「令和3年度東海ブロック建築審査会協議会」について報告します。

(資料を使って報告)

以上で報告を終わります。」

事務局 「続きまして、「第68回全国建築審査会長会議」について報告します。

(資料を使って報告)

以上で報告を終わります。何か御意見・御質問等ございますか。」

**畑中議長** 「ありがとうございました。ご質問・ご意見等いかがでしょうか。」

各委員 質問・意見なし。

**畑中議長** 「御意見等ないようですので、これで当審査会の議事はすべて終了とさせて いただきます。

ありがとうございました。」

(終了)